(34) 地区集会所等

提案基準34「地区集会所等」

地区集会所、消防団事務所、水防倉庫等(以下この基準において「地区集会所等」という。)で、 次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は 令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 建築物の用途は、地区集会所等の公益性の高い施設であること。
- 2 計画地は、管轄区域内に存し、かつ、住民の利便性及び周辺の状況等から合理的理由があること。
- 3 申請者は、市町村長、自治会長又は区長等であり、自治会等の自治組織において適切に管理、 運営されるものであること。
- 4 市街化区域に建築できない合理的理由があること。
- 5 管轄区域内に既設の地区集会所等がある場合は、新たな立地について合理的理由があること。
- 6 市町村が当該施設の立地について積極的に推進しているものであること。
- 7 敷地計画については、適切な植栽等が設けられていること等周辺の環境に配慮された良好なものであること。
- 8 建築計画については、管轄住戸数及び地区集会所等の目的に照らして、規模、設計、配置及 び内容等が適切なものであること。

<留意事項>

要件6については、市町村長の意見書により確認する。

【解説P86参照】